

風しんの排除認定に向けた取り組み

平成 29 年 6 月 19 日
健康局結核感染症課

1. 背景

- 2020 年までに風しんの排除状態を達成することを目標としている。
- 排除状態とするためには、以下を確認し、WHO に報告する必要がある。
 - ・全ての発生事例について疫学調査を行い、輸入症例であること
 - ・8 割以上遺伝子検査を行い、海外において流行している遺伝子型であること
- 排除状態が 3 年間継続されれば排除認定される。

2. 発生状況

○風しんの発生報告数は、近年急激に減少し、平成 27、28 年度においては百件台となっており、疫学調査や遺伝子検査の実施が物理的に可能な件数となった。

【発生報告数】※平成 29 年 6 月 7 日時点

年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年※
風しん	87	378	2,386	14,344	319	163	125	44
麻疹	447	439	283	229	462	35	159	164

出典：感染症発生動向調査

3. 課題

- 疫学調査については、指針において、「集団発生時に実施」となっていることから、平成 28 年度は集団発生がなかったことから、1 例も実施されていない。
- 遺伝子検査については、指針において「可能な限り実施」となっていることから、平成 28 年度は実施割合が 1 割に止まっている。
- 届出が「7 日以内に報告」となっていることから、仮に 7 日後に届出された場合に、遺伝子検査の時期を逸し、さらに疫学調査の開始が遅れて疫学リンクが追えなくなる恐れがある。

【現在の対応状況】

	風しん	麻疹
積極的疫学調査	集団発生時に実施【指針】	1 例発生したら実施【指針】
サーベイランス	<ul style="list-style-type: none"> ○届出【法 12① ii、則 4④】 <ul style="list-style-type: none"> ・5 類感染症 全数把握疾患 ・7 日以内に報告【則 4④】 ・患者の年齢、性別等【則 4⑥】 	<ul style="list-style-type: none"> ○届出【法 12① i、則 4③】 <ul style="list-style-type: none"> ・5 類感染症 全数把握疾患 ・直ちに報告（平成 27 年 5 月 21 日から） ・患者の氏名、年齢、性別、職業、住所等【則 4①】 ○遺伝子検査【指針】 原則として全例実施

4. 対応案

- 省令、指針を改正し、麻疹と同じ位置づけとする。
- ※ 風しんの排除の確認は、麻疹排除認定会議において検討することとする。